

今治市サステナブル研究活動費補助金 募集要項



1 補助金交付の流れ

① 申請

- ・ 補助金の対象となる事業は、以下のとおりです。
 - ① 市内の高等学校、高等教育機関に所属する生徒、学生、教員等によって構成される団体
 - ② 市内に事業所等を有する法人又は個人事業主
 - ③ 市内において市民活動を行う団体これらがSDGsの達成に向けて行う調査、研究、今治市の地域課題解決に資する取組等です。
- ・ 募集期間は、令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）までの期間です。
- ・ 応募には所定の書類が必要です。
- ・ 企画内容や書類作成について不明点があれば事前にご相談ください。



② 審査

- ・ 事業の内容が、今治市域のSDGsの達成に資するものか、SDGsに掲げる17の目標のうち1つ以上の目標の達成に貢献できるものかなどの視点から審査を行います。
- ・ 審査結果は文書で通知します。



③ 事業実施

- ・ 令和8年3月31日（火）までに事業を完了してください。



④ 実績報告

- ・ 事業が完了した日から1か月以内又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに提出してください。



⑤ 補助金決定

- ・ 補助金が適正に使われているか審査した結果をお知らせします。

2 事業の目的

今治市サステナブル研究活動費補助金は、今治市域のSDGs（持続可能な開発目標（平成27年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択）をいう。）の達成に向けた調査、研究、本市の地域課題の解決に資する取組等の活動を支援するものです。

3 SDGsとは

SDGs（エスディー・ジー・ズ：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年に向けた持続可能な社会を構築するための国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」等の理念が示されています。日本においても、SDGsの理念に基づき、民間事業者や官公庁が行動指針等を作成して取組を進めています。

4 応募できる団体

補助金の申請（応募）ができるのは、次のとおりとなります。

- (1) 今治市内の高等学校又は高等教育機関（別表参照）に所属する生徒、学生、教員等で構成される団体であって、以下の条件の全てに該当する団体（教育機関等の団体）です。

ア 市内に活動拠点を有する団体

イ 代表者が成人である団体

ウ 生徒又は学生を含む3名以上で構成され、活動を実施するための体制を有する団体

エ SDGsの達成に向けて、調査、研究、本市の地域課題の解決に資する取組等の活動を行い、又は今後行う予定がある団体

- (2) 今治市内に事業所等を有する法人又は個人事業主であって、以下の条件の全てに該当する者（市内事業者）です。

ア 次の①から④までの業種に応じたA又はBの要件のいずれかに該当すること（大企業でないこと）。なお、医療法人、社会福祉法人、学校法人、農業法人、農事組合法人、漁業（組合を含む。）、林業組合（木材産業を含む。）等については、資本金や従業員数による制限はありません。

業種	A	B
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

イ 今治市暴力団排除条例に規定する暴力団と関係がある者のいずれにも該当しない者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、

同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていない者

エ 市税等の滞納がない者

オ 宗教法人、政治団体、申請時点で開業していない創業予定者（開業届上の開業日が申請日より後の場合を含む。）、任意団体その他市長が適当でないと判断した者のいずれにも該当しない者

(3) 今治市内において市民活動を行う団体であって、以下の条件の全てに該当する団体（市民活動団体）です。

ア 営利を目的とした団体でないこと

イ 企画した活動を完了まで責任を持って遂行できること

ウ 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと

エ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。

なお、教育機関等の団体、市内事業者及び市民活動団体は、今治市内でSDGsに資する活動を行っている個人、団体と共同又は連携して事業を実施することができます。

5 補助の対象となる事業

補助金の対象となる事業は、補助金申請団体の自発的な意思で企画、実施するものであって、以下の条件の全てを満たす事業です。

(1) 今治市域のSDGsの達成に資する事業

(2) SDGsに掲げる17の目標のうち1つ以上の目標の達成に貢献できる事業

(3) 今治市内を中心に実施され、市民のSDGsに係る意識の向上に資する事業

【事業例】

補助対象事業の例を以下に掲げます。これらはあくまでも例示であり、補助対象事業に該当する事業であればテーマは限定しません。ただし、市内事業所及び市民活動団体においては、SDGsのスタートアップの機会となる教育・研修の実施を行うものに限ります。

(1) SDGsの調査、研究に関する事業

(2) SDGsの啓発に関する事業

(3) SDGsの達成に向けた事業

(4) SDGsに資する人材育成のための事業

※次のいずれかに該当する事業は対象外です。

(1) 法令、条例等に違反する事業

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害する事業

(3) 特定の者の利益のみを目的とする事業

(4) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業

(5) 国、地方公共団体その他の機関が主催する事業

- (6) 国、地方公共団体その他の機関から補助を受けている事業又は委託された事業
- (7) 他の団体等への単なる補助となっている事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の目的に鑑み市長が適当でないと認めるもの。

6 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、補助事業を実施するために直接必要な経費で、次に定める経費とします。

項目	内容
報償費	ボランティア、コーディネータ、外部講師等に係る謝金
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷、報告書等の印刷製本費
燃料費	補助事業を行うために必要な車両のガソリン代等
消耗品費	文具、日用品、原材料費等
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	団体では実施が困難な事務（会場設営、機器運搬）等の委託費（事業の全ての委託は対象外）
使用料・賃貸料	会場使用料、資機材賃貸料等
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

※補助対象経費として認められるかどうか不明な場合は、事前にご相談ください。

※次のいずれかに該当する経費は対象外です。

- (1) 団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助事業の実施に直接関係しない経費
- (2) その他市長が不適当又は不必要と認める経費

【例】

- ・ 団体の構成員に対する謝金等
- ・ 飲食を目的とする経費
- ・ 所属する教育機関の運営に係る経費 など

7 補助金の額

補助金の額は、補助金の対象となる経費の合計額から寄付金などの収入を控除した額（1,000円未満切り捨て）とし、10万円を上限とします。

なお、補助金の交付は教育機関等の団体においては1つの補助事業につき、1年度に1回限りとし、市内事業者及び市民活動団体においては1事業者につき1回限りとし、予算の範囲内で交付します。

8 応募期間

(1) 申請書類

補助金を申請する団体は、以下の書類1部を提出してください。

ア 今治市サステナブル研究活動費補助金交付申請書（別記様式第1号）

イ 事業計画書（別記様式第2号）

ウ 収支予算書（別記様式第3号）

エ 申請団体概要書（別記様式第4号）

※団体の存在を確認できる書類（定款、会則、規約、会員名簿等）を添付してください。

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）（必着）

※書類を持参される場合は、土、日、祝休日を除く8:30から17:15まで

(3) 提出先（問い合わせ先）

今治市役所 総合政策部 企画政策局

市民が真ん中課 政策調整係（本庁第2別館6階）

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

電話 0898-36-1503

Mail simingamannaka@imabari-city.jp

※事業の申請に先立って、提案事業、対象経費等の内容や申請書の記載方法について、不明点がある場合は、上記の提出先までご相談ください。

10 申請書類の審査・補助金の交付決定（通知）

提出された申請書は、随時審査を行い、補助金の目的に対して適当であると認められたときは、補助金の交付を決定し、その旨を文書で申請団体へ通知します。

一方、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を文書で申請団体へ通知します。

※予算の範囲内において、25件程度の交付決定を予定しています。

11 事業の実施

補助事業の実施期限は令和7年度内です。事業採択されて以降、令和8年3月31日までに事業を完了してください。

12 事業の報告時期

事業が終了してから1か月または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出して事業の実績報告を行ってください。

- (1) 今治市サステナブル研究活動費補助金実績報告書（別記様式第8号）
- (2) 事業報告書（別記様式第10号）
- (3) 収支決算書（別記様式第11号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

※申請書類様式等は、市HPからダウンロードができますのでご利用ください。

HP <https://www.city.imabari.ehime.jp/simingamannaka/sustainable/>

13 補助金の額の確定

実績報告後、対象経費を確認して補助金の金額を確定し、その旨を文書で通知します。

- (1) 対象経費合計額が交付決定額を下回るとき

対象経費合計額が交付確定額になります。

※補助金を概算払で交付している場合、差額を返金していただきます。

- (2) 対象経費合計額が交付決定額を上回るとき

交付決定額が交付確定額になります。

※交付決定額を上回る費用については交付できません。

※交付決定を受けた後、以下の内容の変更が生じた場合には、あらかじめ今治市サステナブル研究活動費補助金事業変更承認申請書（別記様式第7号）を提出して、変更の承認を受ける必要があります。変更の必要が生じた場合は、事前にご相談ください。

ア 補助金の額の変更

イ 補助対象経費の20%を超える増減

ウ 事業内容の重要な変更

15 補助金の支払い

補助金の支払いは事業完了後、補助金の額を確定した後に行います。

ただし、事業完了前でも補助金の概算払による交付が可能です。概算払を希望する場合は、今治市サステナブル研究活動費補助金概算請求書（別記様式第14号）を提出してください。

※概算払とは、予算書の見積額によって補助金を概算で支払い、事業実施後に、本来支払うべき金額を確定する方法のことです。

16 その他

- ・ 補助事業に係る収入支出の帳簿、証拠書類等（領収書等）は補助事業終了の年度の翌年度から5年間は保管してください。
- ・ 活動成果等については、今治市ホームページ等に掲載させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。